【不動産競売申立てをされる方へ】

富山地方裁判所 本庁·高岡支部 競売係(令和元年9月10日実施)

不動産の競売を申立ての際は、原則として、次に記載したとおりの書類等を提出してください。

# 中立手数料	【予納金等]			
# 中立手教料		西則して	※担保権実行の場合…担保権1個につき		
(収入印紙) ※なお、債権者・債務者が複数の場合には競売係までお問い合わせください。 ※先行事件がある(全物件につき二重開始事件)場合・・・10万円 ※なお、筆数が6筆以上の場合は競売係までお問い合わせください。 ※予納金の金額は、申立受付後に保管金提出書を送付してご案内します。 ※事業により予納金に不足が生じ、追納していただく場合があります。 【計算式】・・請求債権額(1,000円未満切り拾て)×0,004 ※上記の式により集出された額の収入の経過といる場合は競売係までお問い合わせください。 【お師式たは一般と関係を関係を超えるときは、極度額で計算します。 ※物件が複数の法務局にまたがるときなど不明な場合は競売係までお問い合わせください。 【原本】 「本記載の部数を提出してください。 (原本) (写して部事項証明書または を記簿機本も必要 ※放地に対する申立の場合 数地の全部事項証明書または登記簿機本も必要 ※放地に対する申立の場合 数地の全部事項証明書に、最先順位の(視)抵当権設定時の土地、建物の全部事項証明書に、最先順位の(根)抵当権設定時の土地、建物の全部事項証明書も提出してください。 ②公租公課証明書 ※他の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	申立手数料	4000円	 ※強制競売手続の場合・・・債務名義1個につき		
※本統、単数が6筆以上の場合は競売係までお問い合わせください。 ※予納金の金額は、申立受付後に保管金提出書を送付してご案内します。 ※事案により予納金に不足が生じ、追納していただく場合があります。 「計算式」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
※本統、単数が6筆以上の場合は競売係までお問い合わせください。 ※予納金の金額は、申立受付後に保管金提出書を送付してご案内します。 ※事案により予納金に不足が生じ、追納していただく場合があります。 「計算式」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予納金				
下納金					
※事案により予納金に本品が上でいただく場合があります。 (計算式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
### (計算式により					
を記用収入印紙 右の計算式により ※上記の式により算出された額の100円未満切り捨て			※事案により予納金に不足が生じ、追納していただく場合があります。 		
登記用収入印紙	登記用収入印紙	算出された額の収 入印紙または国庫	【計算式】···請求債権額(1,000円未満切り捨て)×0.004		
全部の一般			※上記の式により算出された額の100円未満切り捨て		
(原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本)			※根抵当権の場合で、請求金額が極度額を超えるときは、極度額で計算します。		
(原本) (写した) (原本) (原本) (写した) (原本) (原本) (写した) (原本) (原本) (原本) (写した) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本			※物件が複数の法務局にまたがるときなど、不明な場合は競売係までお問い合わせくだ		
※建物に対する申立の場合 敷地の全部事項証明書または登記簿謄本も必要 ※敷地に対する申立の場合 敷地上の建物の全部事項証明書または登記簿謄本も必要 ※土地、建物の全部事項証明書または登記簿謄本も必要 ※土地、建物の全部事項証明書に、最先順位の(根)抵当権設定時の土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 ※固定資産評価額証明書では不可 ※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 1部 2音 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 1部 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 1部 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 2音 ※債務者・所有者が個人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 2音 ※積務在図の写しまたは公図写 ※建物に対する申立の場合・・・敷地のものも必要 1部 2音 ② 現地案内図(住宅地図等) ※対象物件の位置に印を付けてください。 1部 2音 ② 現地案内図(住宅地図等) ※対象物件の位置に印を付けてください。 1部 2音 ② 記見書 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 ② 記見書 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 ② 記述を任状・職員証明書を添付してください。 1部 ② 記述を作り、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			さい。		
数地の全部事項証明書または登記簿謄本も必要	【添付書類	】 右に記載の部	数を提出してください。	(原本)	(写し
全部事項証明書または			※建物に対する申立の場合	-	
全部事項証明書または 不動産登記簿謄本 敷地上の建物の全部事項証明書または登記簿謄本も必要 ※土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 1部 2 公租公課証明書 ※固定資産評価額証明書では不可 ※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 1部 3 資格証明書 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 4 住民票等 ※債務者・所有者が個人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 5 不動産登記法14条の地図及び建物所在図の写しまたは公図写 ※建物に対する申立の場合・・敷地のものも必要 1部 2 建物図面 ※対象物件の位置に印を付けてください。 1部 3 意見書 ※特別売却に関する意見書 1部 3 意見書 ※特別売却に関する意見書 1部 4 代理人許可申立書 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 4 (株理人許可申立書) ※和税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※ 上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 1部			敷地の全部事項証明書または登記簿謄本も必要		
不動産登記簿謄本 ※土地、建物の全部事項証明書には、最先順位の(根)抵当権設定時の上地、建物の所有者が記載されているいときは、その所有者が記載されている別鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 ※固定資産評価額証明書では不可※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ・ 住民票等 ・ (債務者・所有者が個人である場合※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ・ (債務者・所有者が個人である場合※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ・ (債務者・所有者が個人である場合※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ・ (債務者・所有者が個人である場合※破産している場合・破産管財人証明書の提出が必要 ・ (債務者・所有者が個人である場合・ (収益の写しまたは公図写・ (収益の写しまたは公図写・ (収益の写しまたは公図写・ (収益の写しまたは公図写・ (収益の写しまたは公図写・ (収益の可)を定しまたは公図写・ (収益の可)を定しまたは公のの書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 ・ (日録写し)			※敷地に対する申立の場合		
※土地、建物の全部事項証明書に、最先順位の(根)抵当権設定時の土地、建物の所有者が記載されていないときは、その所有者が記載されている以ときは、その所有者が記載されている以書 ※固定資産評価額証明書では不可 ※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 住民票等 ※債務者・所有者が個人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 2音 の事産登記法14条の地図及び建物に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			製地上の建物の全部事項証明書または登記簿謄本も必要 ************************************	1部	2部
れている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。 ※固定資産評価額証明書では不可 ※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 (住民票等 ※債務者・所有者が個人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ※建物に対する申立の場合・・敷地のものも必要 ※土地に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			※土地, 建物の全部事項証明書に, 最先順位の(根)抵当権設定時の		
次国定資産評価額証明書では不可 次非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 1部 2音 2音 2音 3 3 3 3 4 3 4 4 4 4			土地,建物の所有者が記載されていないときは,その所有者が記載さ		
2 公相公課証明書			れている閉鎖事項の登記事項証明書も提出してください。		
※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書 ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ② 住民票等 ② 作民票等 ③ 企業物に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 公租公課証明書		※固定資産評価額証明書では不可	1 ☆ 77	οψι
資格証明書 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 ※債務者・所有者が個人である場合 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 ※建物に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			※非課税の場合には、その旨が記載されている公文書	1 司)	ᅩᇚ
※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 2部 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 2部 ※建物に対する申立の場合・・・・・ 敷地のものも必要 1部 2部 2部 2部 2部 2部 2部 2部	③ 資格証明書		※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合	1 如	
(1) 住民票等 ※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 1部 (2) 不動産登記法14条の地図及び建物に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要	1 🖆	
※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要 ※建物に対する申立の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	④ 住民票等		※債務者・所有者が個人である場合	1 立収	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			※破産している場合、破産管財人証明書の提出が必要	י קום	
建物図面 1部 2音 ② 現地案内図(住宅地図等) ※対象物件の位置に印を付けてください。 1部 2音 ③ 意見書 ※特別売却に関する意見書 1部 ④ 代理人許可申立書 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 ⑥ 続行決定申請書 ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※ 上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 1日録写し】	⑤ 不動産登記法14条の地図及び 建物所在図の写しまたは公図写		※建物に対する申立の場合・・・敷地のものも必要	1部	2部
7 現地案内図(住宅地図等) ※対象物件の位置に印を付けてください。 1部 2部 3 意見書 ※特別売却に関する意見書 1部 3 代理人許可申立書 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 3 総行決定申請書 ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※ 上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 1日録写し】			※土地に対する申立の場合・・・建物のものも必要		
③ 意見書 ※特別売却に関する意見書 1部 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 1部 ※ 続行決定申請書 ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※ 上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 【目録写し】	⑥ 建物図面			1部	2剖
 ※申立手数料・・・500円(収入印紙) ※委任状・職員証明書を添付してください。 総行決定申請書 ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 【目録写し】 	⑦ 現地案内図(住宅地図等)		※対象物件の位置に印を付けてください。	1部	2部
(1部) ※委任状・職員証明書を添付してください。 (1部) (1部) ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 (1部) ※上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 【目録写し】	⑧ 意見書		※特別売却に関する意見書	1部	
※委任状・職員証明書を添付してください。 ② 続行決定申請書 ※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合 1部 ※ 上記①~⑥の書面は、申立前1か月以内のものをご提出ください。 【目録写し】	◎ 代理人数司中立書		※申立手数料・・・500円(収入印紙)	1 D	
※ 上記①~⑥の書面は,申立前1か月以内のものをご提出ください。 【目録写し】	9 代理人計可申	ョ <u>ル 書</u>	※委任状・職員証明書を添付してください。	一门的	
【目録写し】	⑩ 続行決定申請書		※租税官庁により先行差押滞納処分がされている場合	1部	
	※ 上記①~	一⑥の書面は, 申	立前1か月以内のものをご提出ください。		-
旦保権・被担保債権・請求債権目録 1辛	【目録写し】]			
	————————————————————————————————————	 『権・請求債権日録			1 剖